

条例に盛り込まれることが望ましい事項について

これまで開催した鈴鹿市子ども条例（仮称）検討部会において、委員の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、鈴鹿市において、子どもに関する条例を制定する場合、盛り込まれることが望ましいと考える事項は以下のとおりです。

1 条例の目的

- ・子どもの健やかな育ちに関して、基本理念を定め、市の責務や保護者、地域住民等の役割を明らかにすること
- ・子どもに関する施策を継続的に推進するための基本的事項を定めること
- ・子どもの権利が尊重され、子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指すこと

2 定義

- ・子ども 18 歳未満の全ての者（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）
- ・保護者 親権を行う者、未成年後見人等の子どもを監護する者
- ・地域住民等 子どもが育つ地域に居住し、通勤し、又は通学する者
- ・育ち学ぶ施設等 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通所し、通学し、又は入所する施設
- ・事業者等 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体

3 基本理念

- ・日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法等の理念に基づき、子どもを権利の主体として尊重すること
- ・子どもの最善の利益を第一に考慮すること
- ・子どもが主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること
- ・市や保護者等は、それぞれの責務や役割を果たし、また、互いに連携・協力し合うことで、地域社会全体での子ども及び子育て家庭への支援に取り組むこと

4 役割と責務

(1) 市の役割と責務

- ・子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進すること
- ・施策の推進に当たっては、保護者等との協働に努め、国や県等と連携して取り組むこと
- ・保護者等がその役割を果たすことができるよう、必要な支援を行い、相互に連携を図ること

(2) 保護者の役割

- ・保護者は、子どもの養育及び発達について第一義的な責任があることを認識すること
- ・子どもが自分を大切にする気持ちを育み、豊かな人間性や社会性、基本的な生活習慣等を習得することができるよう努めること
- ・周囲に必要な協力を求めながら、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めること

(3) 地域住民等の役割

- ・社会全体で子育てをするという意識の醸成のため、日常生活における交流や見守り等により、子どもが健やかに育ち、保護者や家庭が安心して子育てをすることができる環境づくりに努めること
- ・市及び地域団体（地域住民等で成り立っている団体等をいいます。）が行う子ども・子育て支援の取組への協力に努めること
- ・地域の取組における、多様な世代や子ども同士の交流等の機会の確保に努めること

(4) 育ち学ぶ施設等の役割

- ・子どもの年齢及び心身の発達に応じて、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支えること
- ・子どもが自分と他人が持つ権利を理解し、尊重し、守ることを身に付けられるように支援すること

(5) 事業者等の役割

- ・保護者が仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに努めること
- ・地域社会の一員として、子どもの健やかな成長のための取組に協力するよう努めること

5 施策・取組

(1) 子どもの意見表明及び参加の促進

- ・子どもの主体的な活動の支援に努めること
- ・子どもが社会の一員として意見表明や参加する機会の設置に努めること

(2) 子ども会議

※鈴鹿市では、児童生徒が鈴鹿市のまちについて意見交流を行う「子ども会議」という取組を例年実施しています。ここでは、同様の取組を行っており、かつ子ども条例を制定している奈良市における子ども条例の条文を、一例として掲載します。

「①市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議を置くものとする。②子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。③子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。」（奈良市子どもにやさしいまちづくり条例：第 12 条）

(3) 子育て家庭への支援

- ・子育て家庭に対する妊娠期からの切れ目のない継続した支援を行い、保護者が安心して子育てをすることができる環境づくりに努めること
- ・特別な支援が必要な家庭に対する、その状況に応じた適切な支援を行うよう努めること

(4) 子どもの状況に応じた支援

- ・子どもに対する差別、虐待、いじめ、体罰や、不登校、ひきこもり、経済的困難等の未然防止や早期発見に努めること
- ・個別に支援が必要であると考えられる子どもへの適切な支援を行うこと

(5) 子どもの居場所づくり

- ・子どもが自分らしく遊び、休息し、集い、安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりに努めること

(6) 安全、安心な環境の整備等

- ・子どもを犯罪、事故、災害の被害その他子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守る取組の推進に努めること

(7) 相談体制の充実

- ・子どもからの相談、子どもについての相談に対し、関係機関と連携し、速やかな対応に努めること
- ・相談窓口の周知に努めること

6 計画・推進

(1) 計画の推進及び検証

- ・鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画において、子どもに関する施策の推進を図ること
- ・鈴鹿市子ども・子育て会議において定期的な検証を行うこと

(2) 推進体制等

- ・必要な財政上の措置を講ずるよう努めること

(3) 広報及び啓発

- ・条例の内容について市民の理解を深めるよう、広報及び啓発に努めること